

	<p>を含む。) の資格を有する者をいう。</p> <p>※指導基準第1の調査事項3により評価を行う場合は、本項目は適用しない。</p>	b 総乳幼児数に対する有資格者の数 ※ 有資格者の算出に当たっては、小数点1桁を四捨五入	<ul style="list-style-type: none"> ・総乳幼児数に対する保育に従事する者数について、有資格者が不足している。 <p>〔有資格者が不足するような場合には、乳幼児の受入を断るよう指導を行うこと。〕</p>	<input type="radio"/>	-			
	3 国家戦略特別区域法第2条第1項に規定する国家戦略特別区域内に所在する施設における指導基準第1の調査事項2に係る特例	a 過去3年間に保育した乳幼児のおおむね半数以上が外国人（日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。）であり、かつ、現に保育する乳幼児のおおむね半数以上が外国人であるか。 b 外国の保育資格を有する者その他外国人である乳幼児の保育について十分な知識経験を有すると認められる者を十分な数配置しているか。 c 保育士の資格を有する者を1人以上配置しているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・過去3年間に保育した乳幼児のおおむね半数以上が外国人（日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。）ではない。または、現に保育する乳幼児のおおむね半数以上が外国人ではない。 ・外国の保育資格を有する者その他外国人である乳幼児の保育について十分な知識経験を有すると認められる者を十分な数配置していない。 ・保育士の資格を有する者を1人以上配置していない。 	-	<input type="radio"/>			
	4 保育士の名称	<p>a 保育士でない者を保育士又は保母、保父等これに紛らわしい名称で使用していないか。</p> <p>b 国家戦略特別区域限定保育士が、その業務に関する国家戦略特別区域限定保育士の名称を表示するときに、その資格を得た事業実施区域を明示し、当該事業実施区域以外の区域を表示していないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・左記の事項につき、違反がある。 <p>・左記の事項につき、違反がある。</p>	-	<input type="radio"/>			
第2 保育室等の構造、設備及び	1 保育室の面積 〔考え方〕 保育室面積： 当該保育施設において、保育室として使用している部屋の面積。調理室や便所、浴室等は含まない。	<p>保育室の面積は、おおむね入所乳幼児1人当たり1.65 m^2以上確保されているか。</p> <p>a 月極契約乳幼児数についての1人当たりの面積</p> <p>b 総乳幼児数についての1人当たりの面積</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・不足している。 <p>・不足している。 〔総乳幼児数に対して保育室面積が不足するような場合には、乳幼児の受入を断るよう指導を行うこと。〕</p>	-	<input type="radio"/>			

	との区画 便所の安全な使用の確保	b 便所は、乳幼児が安全に使用するのに適當なものであるか。 c 便所は保育室及び調理室と区画され衛生上問題がないか。	・手洗設備が不衛生（十分に清掃がなされていない、石けんがないなど。） ・便所が、保育室及び調理室と区画されていない。 ・便所が不衛生（十分に清掃がなされていない。）	<input type="radio"/> <input type="radio"/>	<input type="radio"/> <input type="radio"/>			
	(2) 便器の数	a 便器の数が、おおむね幼児20人につき1以上であるか。 ※ 特に支障がない場合 便所が同一階にあり、共同使用しても必要数を確保でき、衛生上問題ないこと。	・基準より便器の数が大きく不足している。	<input type="radio"/> <input type="radio"/>				
第3 非常災害に対する措置	1 (1) 消火用具の設置	a 消火用具が設置されているか。	・消火用具がない又は消火用具の機能失効。	<input type="radio"/> <input type="radio"/>				
		b 職員が消火用具の設置場所及びその使用方法を知っているか。	・消火用具の設置場所等につき、周知されていない。	<input type="radio"/> <input type="radio"/>				
	(2) 非常口の設置	a 非常口（玄関とは別の勝手口など）は、火災等非常時に入所（利用）乳幼児の避難に有効な位置に、適切に設置されているか。 ※ 2階以上の施設については、指導基準第4により評価を行うものとする。	・保育室を1階に設けているが、適切な退避用経路がない。	<input type="radio"/> <input type="radio"/>				
	2 (1) 非常災害に対する具体的計画（消防計画）の策定	a 【30人以上の施設】 具体的計画＝消防計画が適正に作成され届出が行われているか。 ※ 消防法上30人以上の施設については、作成及び届出の義務がある。30人未満の施設であっても、乳幼児の安全確保の観点から届出が望ましい。 ※ 消防計画の内容に変更の必要がある場合は、変更届の提出を行うものとする。 【30人未満の施設】 災害の発生に備え、緊急時の対応の具体的な内容及び手順、職員の役割分担等が記された計画が策定されているか。 ※ 消防計画が作成されている場合は消防計画で可能。	【30人以上の施設】 ・具体的計画（消防計画）を作成、届出をしていない。 【30人未満の施設】 ・具体的計画を作成していない。	<input type="radio"/> <input type="radio"/>				

		<p>b 防火管理者の選任、届出が行われているか。</p> <p>※ 認可外保育施設も消防法上の児童福祉施設とみなされるため、30人以上の施設は、防火管理者の選任、届出を行わなければならない。30人未満の施設であっても乳幼児の安全確保の観点から、届出を行うことが望ましい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・30人以上の施設であって選任、届出をしていない。 	—	○						
	(2) 避難消火等の訓練の毎月1回以上の実施	<p>a 訓練は毎月定期的に行われているか。</p> <p>※ 訓練内容は、消火活動、通報連絡及び避難誘導等の実地訓練を原則とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練が1年以内に1回も実施されていない。 ・訓練がおおむね毎月実施されている状況にない。 	—	○	—					
第4 保育室を2階以上に設ける場合の条件	1 保育室が2階の場合の条件	<p>a 保育室その他乳幼児が出入りし又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備を備えているか。</p> <p>b 耐火建築物若しくは準耐火建築物又は乳幼児の避難に適した構造の施設若しくは設備のいずれかを満たしているか。</p> <p>なお、保育室を2階に設ける建物が右記イ及びロのいずれも満たさない場合においては、指導基準第3に規定する設備の設置及び訓練の実施に特に留意すること。</p> <p>(注)「指導基準第3に規定する設備」とは、非常口(玄関とは別の勝手口など)、消火用具を指し、その両方が原則2階にあるかどうかで判断すること。</p> <p>※ 保育室等の室内面の材質確認は、外観では判別が難しいので、建築図面等で確認すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・転落防止設備がない。 <p>下記のイ及びロのいずれも満たしておらず、かつ、指導基準第3に規定する設備の設置及び訓練の実施がなされていない。</p> <p>イ 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物(同号ロに該当するものを除く。)であること。</p> <p>ロ 下表の左欄に掲げる区分ごとに、右欄に掲げる施設又は設備(乳幼児の避難に適した構造のものに限る。)がそれぞれ1以上設けられていること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="text-align: center;">常用</td> <td style="text-align: center;">① 屋内階段 ② 屋外階段</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">避難用</td> <td> ① 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 ② 待避上有効なバルコニー ③ 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ④ 屋外階段 </td> </tr> </table>	常用	① 屋内階段 ② 屋外階段	避難用	① 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 ② 待避上有効なバルコニー ③ 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ④ 屋外階段	—	○		
常用	① 屋内階段 ② 屋外階段										
避難用	① 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 ② 待避上有効なバルコニー ③ 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ④ 屋外階段										
2 保育室が3階の場合の条件	<p>a 耐火建築物であるか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物でない。(準耐火建築物は不可) 	—	○							

	b 乳幼児の避難に適した構造の施設又は設備があるか。	・下表の左欄に掲げる区分ごとに、右欄に掲げる施設又は設備（乳幼児の避難に適した構造のものに限る。）がそれぞれ1以上設けられていない。	-	<input checked="" type="radio"/>			
	常用	① 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 ② 屋外階段					
	避難用	① 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 ② 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ③ 屋外階段					
	c 避難に適した構造の施設又は設備は保育室の各部分から歩行距離30m以内にあるか。	・避難に適した構造の施設又は設備は保育室の各部分から歩行距離30m以内にない。	-	<input checked="" type="radio"/>			
	d 調理室は床又は壁が耐火構造で戸が防火戸であるか。	・以下に掲げる施設又は設備のうち該当するものが一つもない。 ① 保育施設の調理室以外の部分と調理室を建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画し、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられている。 ② 調理室にスプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられている。 ③ 調理室において調理用器具の種類に応じ有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられている。	-	<input checked="" type="radio"/>			
	e 保育施設の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしているか。	・左記eを満たしていない。	-	<input checked="" type="radio"/>			
	f 保育室その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられているか。	・転落防止設備がない。 ・転落防止設備が活用されていない等運用面で注意を要する事項がある。	-	<input checked="" type="radio"/>	-		

第 4 保 育 室 を 2 階 以 上 に 設 け る 場 合 の 条 件		g 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関への通報設備(電話で可)があるか。	・左記gを満たしていない。	一	<input checked="" type="radio"/>							
		※ 非常警報器具: 警鐘、携帯用拡声器、手動式サイレン等のこと。 ※ 非常警報設備: 非常ベル、自動式サイレン、放送設備等のこと。										
		h カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理されているか。	・左記hを満たしていない。 〔防炎物品の表示にも努めること。〕	一	<input checked="" type="radio"/>							
	3 保育室が4階以上の場合の条件	a 耐火建築物であるか。	・建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物でない。(準耐火建築物は不可)	一	<input checked="" type="radio"/>							
		b 乳幼児の避難に適した構造の施設又は設備があるか。	・下表の左欄に掲げる区分ごとに、右欄に掲げる施設又は設備(乳幼児の避難に適した構造のものに限る。)がそれぞれ1以上設けられていない。	一	<input checked="" type="radio"/>							
			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px; text-align: center;">常用</td> <td style="padding: 5px;">① 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 ② 建築基準法施行令第123条第2項に規定する構造の屋外避難階段</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px; text-align: center;">避難用</td> <td style="padding: 5px;">① 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段(ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室(階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。) ② 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 ③ 建築基準法施行令第123条第2項に規定する構造の屋外避難階段</td> </tr> </table>	常用	① 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 ② 建築基準法施行令第123条第2項に規定する構造の屋外避難階段	避難用	① 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段(ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室(階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。) ② 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 ③ 建築基準法施行令第123条第2項に規定する構造の屋外避難階段					
常用	① 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 ② 建築基準法施行令第123条第2項に規定する構造の屋外避難階段											
避難用	① 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段(ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室(階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。) ② 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 ③ 建築基準法施行令第123条第2項に規定する構造の屋外避難階段											
		c 避難に適した構造の施設又は設備は保育室の各部分から歩行距離30m以内にあるか	・避難に適した構造の施設又は設備は保育室の各部分から歩行距離30m以内にない。	一	<input checked="" type="radio"/>							

	<p>d 調理室は床又は壁が耐火構造で戸が防火戸であるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 以下に掲げる施設又は設備のうち該当するものが一つもない。 <ul style="list-style-type: none"> ① 保育施設の調理室以外の部分と調理室を建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画し、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられている。 ② 調理室にスプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられている。 ③ 調理室において調理用器具の種類に応じ有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられている。 	—	<input checked="" type="radio"/>		
	<p>e 保育施設の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 左記eを満たしていない。 	—	<input checked="" type="radio"/>	
	<p>f 保育室その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 転落防止設備がない。 転落防止設備が活用されていない等運用面で注意を要する事項がある。 	—	<input checked="" type="radio"/>	
	<p>g 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関への通報設備（電話で可）があるか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 左記gを満たしていない。 	—	<input checked="" type="radio"/>	
	<p>h カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理されているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 左記hを満たしていない。 〔防炎物品の表示にも努めること。〕 	—	<input checked="" type="radio"/>	

第5 保育内容	1 保育の内容 ※ 保育所保育指針を踏まえた適切な保育が行われているか。	a 乳幼児一人一人の心身の发育や発達の状況を把握し、保育内容を工夫しているか。	・左記 b ~ d の事項を満たしていること。(実際の指導等は、 b ~ d の事項について、それぞれ実施する。)	-	-	-	-	
		b 乳幼児が安全で清潔な環境の中で、遊び、運動、睡眠等がバランスよく組み合わされた健康的な生活リズムが保たれるように、十分に配慮がなされた保育の計画を定め実行しているか。 (a) カリキュラムが、乳幼児の日々の生活リズムに沿って設定されているか。 (b) 必要に応じ入所(利用)乳幼児に入浴又は清拭をし、身体の清潔が保たれているか。 (c) 淋浴、外気浴、遊び、運動、睡眠等に配慮しているか。 (d) 外遊びなど、戸外で活動できる環境が確保されているか。	・デイリープログラム等が作成されていない。 ・汚れたときの処置が不適当 〔特に注意を要するものについては文書指導を行うこと。〕 ・屋外遊戯の機会が適切に確保されていない。(幼児) ・外気浴の機会が適切に確保されていない。(乳児) 〔特に注意を要するものについては文書指導を行うこと。〕	-	○	○	-	
		c 漫然と乳幼児にテレビを見せ続けるなど、乳幼児への関わりが少ない、「放任的」な保育になっていないか。	・テレビやビデオを見せ続けている。 ・一人一人の乳幼児に対してきめ細かくかつ相互応答的に関わっていない。 〔特に注意を要するものについては文書指導を行うこと。〕	○	-	○	-	
		d 必要な遊具、保育用品等が備えられているか。 ※ テレビは含まない。	・遊具がない。 ・遊具につき、改善を要する点がある。 年齢に応じた玩具が備えられていない、衛生面に問題がある等。 ・大型遊具を備える場合にあっては、その安全性に問題がある。	-	○	○	-	

	2 乳幼児の発育チェック	a 身長や体重の測定など、基本的な発育チェックを毎月定期的に行っているか。	・基本的な発育チェックを全く行っていない。 ・基本的な発育チェックを毎月行っていない。	— ○ —			
	3 乳幼児の健康診断 継続して保育している乳幼児の健康診断を入所（利用開始）時及び1年に2回、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて実施 [考え方] 3 a、bについては在籍児童全員が実施することを求めるものであるが、各施設の状況を鑑みて在籍児童に対しておおむね実施されている状況をもって「適」と自治体が個別判断することも可。	a 乳幼児の健康状態の確認のため、入所（利用）児の健康診断はなるべく入所（利用）決定前に実施し、未実施の場合は入所（利用開始）後直ちに行っていいるか。 ※ 施設において直接実施できない場合は、保護者から健康診断書又は母子健康手帳の写しの提出を受けること。 b 1年に2回の健康診断が実施されているか。（おおむね6月毎に実施） ※ 施設において直接実施できない場合は、保護者から健康診断書又は母子健康手帳の写しの提出を受けること。 c 入所（利用開始）後の乳幼児の体質、かかりつけ医の確認、緊急時に備えた保育施設付近の病院関係の一覧を作成し、全ての保育に従事する者への周知が行われているか。	・入所（利用開始）時に実施されていない。ただし、保護者からの健康診断結果の提出がある場合等は、これにより入所（利用開始）時の健康診断がなされたものとみなしてよい。 ・全く実施されていない。 ・1年に1回しか実施していない。 ・健康診断の内容が不十分又は記録に不備がある。 ・緊急時に備えた保育所付近の病院関係の一覧が未作成。 ・職員への周知状況の不徹底等対応が不十分。	— ○ ○ — ○ —			
	4 職員の健康診断	a 職員の健康診断を労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づく労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）に基づき採用時及び1年に1回実施しているか。 b 調理に携わる職員には、おおむね月1回検便を実施しているか。	・実施されていない。	— ○ ○ —			
	5 医薬品等の整備	a 必要な医薬品その他の医療品が備えられているか。 ※ 最低限必要なもの：体温計、水まくら、消毒薬、絆創膏類等	・左記の最低限必要な医薬品、医療品がない。	○ —			
	6 感染症への対応	a 感染症にかかっていることがわかった乳幼児及び感染症の疑いがある乳幼児については、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に指示しているか。 b 再登園時には、かかりつけ医とのやりとりを記載した書面等の提出などについて、保護者の理解と協力を求めているか。 c 歯ブラシ、コップ、タオル、ハンカチなどは、一人一人のものが準備されているか。	・対応が適切ではない。 ・治癒の判断をもっぱら保護者に委ねている。 ・洗浄、洗濯等を行わないまま共用している。	— ○ ○ — ○ —			

	7 乳幼児突然死症候群に対する注意	a 睡眠中の乳幼児の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察しているか。 ※ 喫煙リスク除去の観点から、医学的な理由で医師からうつぶせ寝をすすめられている場合以外は、乳児の顔が見える仰向けに寝かせることが重要である。	・保育室に職員が在室していないなど、乳幼児突然死症候群に対する注意を払っていない。 ・乳幼児突然死症候群に対する注意が不足している。	— ○			
		c 保育室では禁煙を厳守しているか。	・保育室内で喫煙している。	— ○			
	8 安全確保	a 施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他施設における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い、乳幼児の安全の確保に配慮した保育が実施されているか。	・安全計画が策定されていない。 ・保育室だけでなく、乳幼児の出入りする場所には危険物防止に対する十分な配慮がされていない。	— ○ ○ —			
		b 職員に対し、安全計画について周知されているとともに、安全計画に定める研修及び訓練が定期的に実施されているか。	・職員に対し、安全計画について周知されていない。 ・安全計画に定める研修及び訓練が定期的に実施されていない。	— ○ — ○			
		c 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知されているか。	・保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知されていない。	— ○			
		d 事故防止の観点から、その施設内の危険な場所、設備等に対して適切な安全管理を図っているか。	・施設内の危険な場所、設備等への囲障の設置がない。	— ○			
		e プール活動や水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないよう、専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、その役割分担を明確にしているか。	・専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置していない。	○ —			

	<p>f 児童の食事に関する情報や当日の子どもの健康状態を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去すること、また、食物アレルギーのある子どもについては生活管理指導表等に基づいて対応しているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去することや、食物アレルギーのある子どもに配慮した食事の提供を行っていない。 	—	○			
	<p>g 窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置かれていなかなどについて、保育室内及び園庭内の点検を定期的に実施しているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な点検が行われていない。 	—	○			
	<p>h 不審者の立入防止などの対策や緊急時における乳幼児の安全を確保する体制を整備しているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・囲障はあるが、施錠等が不十分。 	○	—			
	<p>i 児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在が確認されていない。 	—	○			
	<p>j 児童の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置が備えられていない。 ・児童の降車の際の確認にあたり、当該装置を用いていない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置が備えられていない。 ・児童の降車の際の確認にあたり、当該装置を用いていない。 	—	○			
	<p>k 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、訓練を実施しているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な訓練が実施されていない。 	—	○			
	<p>l 賠償責任保険に加入するなど、保育中の万が一の事故に備えているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・賠償すべき事故が発生した場合に、損害賠償を速やかに行うことができるよう備えられていない。 	—	○			

		m 事故発生時には速やかに当該事実を都道府県知事等に報告しているか。	・「教育・保育施設等における事故の報告等について」(令和5年12月14日成安第142号通知)に基づく報告が行われていない。	—	○			
		n 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。	・事故が発生した施設において、当該事故の状況及び当該事故に際して採った処置について記録していない。	—	○			
		o 死亡事故等の重大事故が発生した施設については、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置をとっているか。	・死亡事故等の重大事故が発生した施設において、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置がとられていない。	—	○			
第8 利用者への情報提供	1 施設及びサービスに関する内容の掲示	以下の事項について、施設のサービスを利用しようとする者が見やすい場所に掲示されているか。 a 設置者の氏名又は名称及び施設の管理者の氏名 b 建物その他の設備の規模及び構造 c 施設の名称及び所在地 d 事業を開始した年月日 e 開所している時間 f 提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項並びにこれらの事項に変更を生じたことがある場合にあっては当該変更のうち直近のもの的内容及びその理由 g 入所（利用）定員 h 保育士その他の職員の配置数又はその予定 i 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額 j 提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容 k 緊急時等における対応方法 l 非常災害対策 m 虐待の防止のための措置に関する事項 n 設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別（受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。）	・全く掲示されていない。 ・左記a～nの事項につき、掲示内容又は掲示の仕方が不十分。 ・「ここd e サーチ」に情報が全く掲載されていない。 ・「ここd e サーチ」に左記a～nの事項につき、掲載がない項目がある又は内容が不十分。	—	○	○	—	

	2 サービス利用者に対する契約内容の書面等による交付	<p>以下の事項について、利用者に書面等による交付がされているか。</p> <p>a 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地 b 当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項 c 施設の名称及び所在地 d 施設の管理者の氏名 e 当該利用者に対し提供するサービスの内容 f 保育する乳幼児について契約している保険の種類、保険事故及び保険金額 g 提携する医療機関の名称、所在地及び提携内容 h 利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・書面等により交付されていない。 ・左記a～hの事項につき、交付内容が不十分。 	—	○		
	3 サービスの利用予定者から申し込みがあった場合の契約内容等の説明	<p>a 当該サービスを利用するための契約の内容及びその履行に関する事項について、適切に説明が行われているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・説明が行われていない。 ・説明はされているが、内容が不十分。 	—	○		
第9 備える帳簿等	1 職員に関する帳簿等の整備	<p>a 職員の氏名、連絡先、職員の資格を証明する書類（写）、採用年月日等が記載された帳簿等があるか。</p> <p>b 労働基準法等の他法令に基づき、各事業場ごとに備え付けが義務付けられている帳簿等があるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働者名簿（労働基準法第107条） ・賃金台帳（労働基準法第108条） ・雇入、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類の保存義務（労働基準法第109条） 	<ul style="list-style-type: none"> ・確認できる帳簿等が備えられていない。 ・整備内容が不十分。 <p>・左記の帳簿等の整備状況が不十分。</p>	—	○		
	2 在籍（利用）乳幼児に関する帳簿等の整備	<p>a 在籍（利用）乳幼児及び保護者の氏名、乳幼児の生年月日及び健康状態、保護者の連絡先、乳幼児の在籍（利用）記録並びに契約内容等が確認できる帳簿等があるか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・確認できる帳簿等が備えられていない。 ・整備内容が不十分。 	—	○		
				○	—		